

委員会提出第 1 号議案

府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 3 月19日

提出者 議会運営委員会委員長 村 木 茂

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

## 府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

府中市議会委員会条例（昭和31年9月府中市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「は、議員のほか委員会の許可を得た者が」を「の会議は、これを」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合において、同項の規定の適用がある間は、この条例による改正後の府中市議会委員会条例第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の府中市議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。